

議案第156号

3D金属造形プリンターの取得について

大阪市立都島工業高等学校及び大阪市立泉尾工業高等学校においてデジタル化に対応した機械工作設備を整備するため、次の機器を買い入れる。

- |          |                                   |    |
|----------|-----------------------------------|----|
| 1 物 件    | 3D金属造形プリンター                       | 一式 |
| 2 契約の相手方 | 大阪市西区西本町1丁目13番25号<br>株式会社 立花エレテック |    |
| 3 契約金額   | 106,700,000円                      |    |
| 4 納入期限   | 令和4年3月31日                         |    |

令和3年9月15日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

3D金属造形プリンターを買い入れるため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。